

～学生の皆さんへ～市外に引っ越したら住民票を移して投票に行きましょう

▷問い合わせ先＝選挙管理委員会(☎内線164)

■市外に引っ越す学生の住民票と選挙権

学生が、転出・転入届を出さないまま、市外のアパートなどに住んでいると、選挙のとき、本市でも、引っ越し先の自治体でも投票することができません。

なぜなら、本市に住民票があっても実際に住んでいない場合、本市の選挙人名簿に登録されるべきでない人となるからです。

また、引っ越し先の自治体では、転入届が出されていないことから、その自治体の選挙人名簿に登録されません。

■市外に転出する学生が選挙権を得るには

市外に引っ越す学生が投票するためには、本市で転出手続きを行い、引っ越し先の自治体で転入手続きを行うことが必要です。

引っ越し先の自治体に転入手続きをした日から引き続き3カ月以上経過すると、その自治体の選挙人名簿に登録され、投票することができるようになります。

■市外転出後3カ月たらずに国政選挙があるとき

国政選挙では、転出する前に18歳となり、本市に3カ月以上住んでいたのであれば、本市の選挙人名簿に登録されているので、不在者投票などの方法で投票することができます。

※市外に転出した人は、大船渡市の選挙の投票はできません。また、県外に転出した人は、岩手県の選挙の投票はできません。



市議会議員選挙でも選挙運動用ビラが頒布できるようになりました

▷問い合わせ先＝選挙管理委員会(☎内線164)

選挙運動のためのビラ(以下「ビラ」という)の頒布は、これまでは市長選挙など一部の選挙のみで認められていましたが、公職選挙法の改正により、平成31年3月1日以降にその選挙期日を告示される市議会議員選挙においても、候補者はビラを頒布できるようになりました。

▷頒布枚数

・候補者1人につき、市選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、計4,000枚。
※市選挙管理委員会が交付する証紙を、ビラに貼り付ける必要があります。

▷規格＝29.7cm×21cm(A4判以内)

両面印刷および色刷りが可能。

▷必要な記載事項

・ビラの表面に頒布責任者、印刷者の氏名(法人の場合は名称)、住所を記載。
・記載内容について特段の制限はありませんが、虚偽事項や利害誘導などの罰則に触れるような内容は、記載できません。

▷頒布方法

次の4つの方法に限られます。


- ①新聞折込み
- ②候補者の選挙事務所内
- ③候補者の個人演説会の会場内
- ④候補者の街頭演説の場所

▷公費負担

ビラの作成費用については、条例の範囲内において公費負担となります。ただし、選挙の結果、供託物を没収された候補者は、対象になりません。

**大船渡市議会議員
選挙の投票日は**

4月26日(日)



市プレミアム付商品券の利用期限は3月15日です

▷問い合わせ先＝商工課(☎内線109・111)

大船渡市プレミアム付商品券の利用期限は、3月15日(日)です。利用していない商品券がある人は、早めに利用してください。

商品券の利用可能店舗は、市ホームページのほか、商品券購入時に同封の加盟店一覧をご覧ください。



プレミアム付商品券
QRコード



大船渡駅周辺地区への建築・工事の際は届け出を

▷届け出先/問い合わせ先＝土地利用課(☎内線353)

市は、安心・安全なまちづくりのため、地区計画(※)により大船渡駅周辺地区の区域を指定しています。

指定した区域内で建築を行う場合や、区域内の土地に砂利敷・舗装・盛土などを行う場合は、工事を行う30日前までに、市役所土地利用課へ届け出を行ってください。

※地区計画＝その地区の特性にふさわしい良好なまちづくりを行うために定めるルール



■届け出に必要な書類

届出書、添付書類(届け出する行為により添付書類が異なります)

※届出書は、市ホームページからダウンロードできます。また、添付書類についても、市ホームページをご覧ください。



ホームページ
QRコード

■届け出が必要な区域(下図青線の区域内)

